

福井県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、福井県国民健康保険運営協議会条例（平成29年条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、福井県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 福井県国民健康保険運営方針の作成に関する事。
- （2） 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事。
- （3） 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（会長）

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（委員欠席の取扱い）

第4条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。ただし、会長が必要と認めた場合には、この限りでない。

- 2 委員が協議会に出席できない場合には、あらかじめ通知のあった事案について文書により意見を述べることができる。

（委員の欠員、再任）

第5条 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会議の公開）

第6条 協議会の会議は公開して行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは傍聴人の数を制限し、または退場を命ずることができる。

（議事録）

第7条 会議を開催したときは、議事録を作成し、議長の指名した出席委員2名がこれに署名しなければならない。

（書面による議事）

第8条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、または賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月 日から施行する。